

ドイツにおける移民に対する差別と統合への課題

岡本奈穂子

はじめに

2011年現在、ドイツには約1,575万人の移民の出自を持つ者 (Bevölkerung mit Migrationshintergrund) が居住し、これは全人口の19.3%に当たる⁽¹⁾。彼らの社会統合を促すため、連邦政府は2005年の移住法 (Zuwanderungsgesetz) 制定をはじめ、統合講座 (Integrationskurs) の設置 (2005年)、ドイツ・イスラム会議 (Islamkonferenz) の設立 (2006年)、統合サミット (Integrationsgipfel) の開催 (2006-2007年) と統合計画 (Der Nationale Integrationsplan) の策定 (2007年) など各種政策を打ち出している。

連邦統計局の定義によると「移民の出自を持つ者」とは、①1949年以後ドイツに移住した者、②ドイツで出生した外国人、③少なくとも一方の親がドイツに移住した者かドイツで出生した外国人で、ドイツでドイツ人として出生した者のいずれかに該当する者を指す。従って、本稿でも特に明記されていない場合は、連邦統計局の定義に基づく「移民の出自を持つ者」を「移民」と言い、移民の出自を持たない者を「非移民」と言う。

移民の社会統合は、言語習得や社会規範の遵守・尊重などしばしば「移民側の問題」と見なされる傾向がある。しかしながら、統合は移民側の努力のみならず、受け入れ社会側の積極的関与や意識変革なくしては成り立たない。統合が双方の協同作業であるならば、多数派住民や受け入れ社会側の意識や姿勢にも目を向ける必要がある。その点で、差別の実情は「受け入れ社会側の問題」を検証するための検討事項の一つと言える。また、今日ドイツでは一般的に、移民の子どもの低学力・低学歴、移民の高失業率、低所得が各種調査や統計から明らかにされているが、他方では、移民に対する差別の実態も多々報告され

(1) Statistisches Bundesamt, *Fachserie 1 Reihe 2.2: Bevölkerung und Erwerbstätigkeit: Bevölkerung mit Migrationshintergrund – Ergebnisse des Mikrozensus 2010* -, Wiesbaden, 2011, S.32-33.

https://www.destatis.de/DE/Publikationen/Thematisch/Bevoelkerung/MigrationIntegration/Migrationshintergrund2010220107004.pdf?__blob=publicationFile
(2012年8月8日閲覧)。

ており、両者にはなんらかの因果関係があることも推測される。さらに、民族や出身地などによる差別や社会的排除の実情を知ることは、統合政策における今後の政策課題を見極める上でも重要である。

本稿では、ドイツにおける移民に対する差別の現状を概観するとともに、被差別体験が移民の社会統合に及ぼす影響を検証し、統合政策における今後の課題を考察する。

1 差別の概況

近年、ドイツ国内外で移民の被差別体験に関する各種調査が行われているが、多くの場合、被差別体験の有無は主観的判断に委ねられている。従って、個々の証言は客観的根拠・検証を伴うものではなく、これらの調査結果は過大（被行為者の誤解による事例など）にも過少（被行為者が差別と認識せず表面化しないケースなど）にも「誤差」を含むものとなる。しかしながら、こうした被差別体験に関する調査結果は、移民側の実感に基づく、社会における移民の受け入れ状況を反映するものとして、統合の様相を示す重要な指標の一つと考えられる⁽²⁾。差別 (Diskriminierung) の定義については、2006年8月に施行された一般平等待遇法 (Allgemeines Gleichbehandlungsgesetz)⁽³⁾ の目的として、「人種、民族的出身、性別、宗教または世界観、障がい、年齢、性的アイデンティティによる不利益扱い (Benachteiligungen)」の防止・排除が掲げられていることから (第1条)、本稿でもこれらの不利益扱いを差別と規定する。対象とされた「移民」は、調査によって違いがあり、上述した連邦統計局の定義に該当しない者が含まれている可能性もあるが、いずれの調査もそれぞれ特定の移民の出自を持つ者あるいはムスリムを対象としており、移民の被差別体験を把握する上で参考になりうると考えられる。

以下、各種調査による被差別体験の様相を概観し、その後、移民の社会統合において鍵となる教育と就労における差別の状況について詳述する。

(2) Antidiskriminierungsstelle des Bundes (ADS), *Benachteiligungserfahrungen von Personen mit und ohne Migrationshintergrund im Ost-West-Vergleich: Expertise für die Antidiskriminierungsstelle des Bundes (Benachteiligungserfahrungen)*, Berlin, 2012, S.10.

http://www.antidiskriminierungsstelle.de/SharedDocs/Downloads/DE/publikationen/expertise-Ost-West-Vergleich.pdf?__blob=publicationFile

(2012年8月9日閲覧)。

(3) 一般平等待遇法制定の経緯と内容の詳細は、齋藤純子「ドイツにおけるEU平等待遇指令の国内法化と一般平等待遇法の制定」『外国の立法』230号 (2006)、91-123頁を参照。

(1) 「EU マイノリティー・差別調査」 (European Union Minorities and Discrimination Survey: EU-MIDIS)

本調査は、EU基本権庁 (European Union Agency for Fundamental Rights: FRA) が、2008年にEU加盟27カ国235,000人以上の移民および民族的マイノリティーを対象に行ったもので、ドイツでは16歳以上のトルコ系移民と旧ユーゴスラヴィア系移民 (旧ユーゴ系移民) (それぞれ自らが当該移民集団の一員であるとみなす者) が対象となった⁽⁴⁾。

この調査によると、過去12カ月間に「職探しの際」、 「職場で」、 「住宅建設会社・不動産仲介業者・家主から」、 「保健機関関係者から」、 「社会給付担当部署の職員から」、 「学校関係者から」、 「カフェ・レストラン・バーで」、 「商店で」、 「銀行で」 民族的出身による差別を体験した者の割合は、ドイツのトルコ系移民では30%で、トルコ系移民を調査対象とする6カ国中 (ドイツ、ベルギー20%、ブルガリア8%、デンマーク42%、オランダ30%、オーストリア9%) デンマークに次いで高い割合になっている。同様に、旧ユーゴ系移民についても21%と4カ国中 (ドイツ、ルクセンブルク12%、オーストリア3%、スロヴェニアのセルビア人10%とボスニア人16%) 最も高い⁽⁵⁾。被差別体験を受けた場面では、トルコ系、旧ユーゴ系移民とも「職探しの際」が圧倒的に多く (トルコ系移民の29%、過去5年間では47%。旧ユーゴ系移民の20%、同29%)、他国よりも高い割合を示している (次点は、トルコ系移民ではデンマークの17%、旧ユーゴ系移民ではルクセンブルクの10%)⁽⁶⁾。また、民族的出身や移民の出自による差別の広がりについては、トルコ系移民の52%、旧ユーゴ系移民の46%が「非常にまたはかなり広まっている」と答え、共に約半数の者がドイツ社会における移民差別の存在を認識している⁽⁷⁾。

(4) ドイツでは、12カ月以上滞独し簡単なドイツ語会話が可能な、ベルリン、フランクフルト、ミュンヘンに居住するトルコ系移民 (N=503) と旧ユーゴスラヴィア系移民 (N=500)、多数派住民 (N=504) が調査対象になった。調査は調査票 (トルコ語、セルビア語も使用) によって行われた。

Agentur der Europäischen Union für Grundrechte (FRA), *EU-MIDIS: Erhebung der Europäischen Union zu Minderheiten und Diskriminierung: Bericht über die wichtigsten Ergebnisse (EU-MIDIS: Bericht über die wichtigsten Ergebnisse)*, Amt für Veröffentlichungen, 2011, S.23-25, 29.

(5) FRA, *EU-MIDIS: Bericht über die wichtigsten Ergebnisse*, S.216, 243.

いずれの場面でも当該事項に関わった経験のない者 (職探しや仕事の経験がない者など) は、割合を算出する母数から除外されている。

FRA, *EU-MIDIS: Bericht über die wichtigsten Ergebnisse*, S.38.

(6) FRA, *EU-MIDIS: Bericht über die wichtigsten Ergebnisse*, S.225, 251.

(7) FRA, *EU-MIDIS: Bericht über die wichtigsten Ergebnisse*, S.218, 246.

(2) 「欧州第二世代の統合調査」(The Integration of the European Second Generation: TIES)

アムステルダム大学移住・民族研究所 (Institut for Migration and Ethnic Studies) とオランダ学際人口研究所 (Netherland Interdisciplinary Demographic Institute) が、2005年にトルコ系移民、旧ユーゴ系移民の第二世代 (いずれも18-35歳のドイツ出生者で、少なくとも一方の親がトルコまたはユーゴスラヴィア出生者である者) とドイツ系住民 (両親が、ドイツ国籍者かつドイツ出生者である者) を対象に行った調査では⁽⁸⁾、出身に基づく敵対行為や不公平な扱いを受けた経験は、トルコ系移民二世の頻度が最も高く (「時々」22.3%、「しばしば」8.7%、「常時」0.6%で計31.6%)、旧ユーゴ系移民二世 (同12.3%、3.9%、0.2%で計16.4%) やドイツ系住民 (同5.0%、2.2%、0.0%で計7.2%) との差は明らかである⁽⁹⁾。被差別行為を受けた原因 (複数回答可) は、トルコ系移民二世 (N=375)、旧ユーゴ系移民二世 (N=198) とともに「民族的出身」がそれぞれ85.1%、81.7%と最多だが、「宗教」を原因として挙げた割合は、旧ユーゴ系移民二世の10.8%に対してトルコ系移民二世では43.2%に上り⁽¹⁰⁾、トルコ系移民の場合、ムスリムであることが被差別体験の頻度につながっていると推察される。被差別体験の頻度については、トルコ系、旧ユーゴ系移民二世の両者とも、ドイツ人友人数との関連が見られ、ドイツ人友人が多いほど民族的要因による敵対行為の報告が少なくなる傾向がある。これは、ドイツ人友人との交流により被差別体験が相対化されているためと考えられる⁽¹¹⁾。この点については、トルコ系移民二世では一番から三番までの親友が同じ民族集団の者である割合が高いのに対して (「一番」68.8%、「二番」65.2%、「三番」53.3%)、旧ユーゴ系移民二世では一番から三番までの親友がドイツ人である割合が高く (「一番」64.0%、「二番」52.7%、「三番」48.8%)、また、「常時不公平な扱いを受けている」と答えたトルコ系移

(8) 調査は、EU加盟8カ国15都市でトルコ系移民、旧ユーゴ系移民、モロッコ系移民の第二世代と照合集団 (Kontrollgruppe) としてネイティブの多数派住民を対象に行われた。ドイツではベルリンとフランクフルトのトルコ系移民二世 (N=503)、旧ユーゴ系移民二世 (N=403) とドイツ系住民 (N=501) が対象となった。比較条件を同じにするため、旧ユーゴ系移民については、難民の第二世代は除外し、「ガスタルパイター」の第二世代のみが対象とされている。

Inken Süring/Maren Wilmes, „Die Integration der zweiten Generation in Deutschland: Ergebnisse der TIES-Studie zur türkischen und jugoslawischen Einwanderung“ (Die Integration der zweiten Generation), Institut für Migrationsforschung und Interkulturelle Studien der Universität Osnabrück (Hrsg.), *IMIS-Beiträge*, 39/2011, Osnabrück, 2011, S.7,17.

(9) Süring/Wilmes, „Die Integration der zweiten Generation“, S.171.

(10) Süring/Wilmes, „Die Integration der zweiten Generation“, S.173.

(11) Süring/Wilmes, „Die Integration der zweiten Generation“, S.172.

民二世の90%近くが、生徒の半数以上が移民のクラスに通っていたことから裏付けられる⁽¹²⁾。ただし、こうした交友関係は就学状況によって強い方向付けがなされ、このような方向付けが比較的低学力のトルコ系移民二世にとっては社会的状況の再生産につながり、社会的変動性の障害になり得ると指摘されている⁽¹³⁾。

(3) 「移民の出自を持つ者と持たない者の不利益扱い体験の東西比較調査」

(Benachteiligungserfahrungen von Personen mit und ohne Migrationshintergrund im Ost-West-Vergleich)

本調査報告書は、統合・移住のためのドイツ財団専門協議会 (Sachverständigenrat deutscher Stiftungen für Integration und Migration) の2012年統合パロメーター調査を基に連邦反差別局がまとめたもので、調査は2011年夏に、16歳以上の計9,200人以上の移民の出自を持つ者 (自分自身または少なくとも一方の親が外国出生者である者: 移民) と移民の出自を持たない者 (非移民) を対象に行われた⁽¹⁴⁾。

まず、第一部の被差別行為に関する調査結果によると、過去12カ月間に「学校で」、「職探しの際または職場で (労働市場で)」、「役所で」、「近所で」、「宗教的行為の際」、「余暇活動の際」、「バスや電車など (公共交通機関) で」、「住居探しの際」に不利な扱いを受けたと感じた者の割合は、非移民では約25%であったのに対して、移民では41.9%と大きな差が生じている⁽¹⁵⁾。場面別では、移民であると回答した者の1,339人が「役所で」、1,156人が「労働市場で」、「非常に強く」または「どちらかと言えば強く」不利な扱いを受けたと回答している。ただし、各場面の当該事項に関わった経験を持つ者 (学校通学者や職・住居探し経験者など) と被差別体験者の割合を考慮すると、「学校で」と「労働市場で」の被差別体験が突出して多い⁽¹⁶⁾。出身地別では、トルコ出身者の31.3%とアフリカ・アジア・ラテンアメリカ出身者の33.3%が「労働市場で」、同

(12) Süring/Wilmes, „Die Integration der zweiten Generation“, S.73, 161.

(13) Süring/Wilmes, „Die Integration der zweiten Generation“, S.175-176.

(14) 調査対象者のうち、移民の出自を持つ者は76.8%、移民の出自を持たない者は23.2%であった。移民の出自を持つ者の内訳はドイツ系移住者 (Spät-/Aussiedler) とその子女15.5% (対象者全体比。以下同様)、トルコ出身者13.3%、EU加盟国出身者17.4%、EU加盟国以外の欧州出身者16.1%、アフリカ・アジア・ラテンアメリカ出身者14.6%で、自身の出生国または移住した親の出生国 (移住した両親の出生国が異なる場合は父親の出生国) を出身国とする。調査は電話によるインタビュー形式で行われた。

ADS, *Benachteiligungserfahrungen*, S.8-9.

(15) ADS, *Benachteiligungserfahrungen*, S.5.

(16) ADS, *Benachteiligungserfahrungen*, S.12-13.

31.6%, 31.5%が「役所で」、同30.6%, 27.9%が「住居探しの際」、同28.9%, 26.5%が「学校で」差別的な扱いを受けたと述べており、この集団が非移民（「労働市場で」15.3%, 「役所で」13.1%, 「住居探しの際」8.7%, 「学校で」16.7%）よりも、また、移民の中でもドイツ系移住者（Spät-/Aussiedler）（同23.1%, 20.4%, 12.1%, 15.2%）やEU加盟国出身者（同15.0%, 15.1%, 10.2%, 18.5%）よりも不利な状況に置かれていることがわかる。同様の傾向が他の場面においても見られることから、異なる外見や様相など「別様性」（Andersartigkeit）や移民の出自が視覚的に明らかであることが、被差別体験における重要な指標となっていると考えられる⁽¹⁷⁾。

第二部の行動傾向調査では、「様々な出身地の人々が多い企業で働くこと」について、非移民の66.3%, 移民の73.9%が「非常にありうる」と回答している⁽¹⁸⁾。一方、「自分の子どもを移民比率の高い学校に通わせること」については、「非常にありうる」、「どちらかと言えばありうる」を合わせても非移民では41.8%, 移民でも49.4%に止まっている⁽¹⁹⁾。ここで注目すべきは、「様々な出身地の人々が多い企業で働くこと」や「出身地の異なる者と家族が結婚すること」、「出身地の異なる者が多い地域に引っ越すこと」に関する質問では、学歴の高さと賛成者の割合がほぼ比例しているにもかかわらず、「自分の子どもを移民比率の高い学校に通わせること」については非移民（賛成者：低学歴者48.7%, 高学歴者42.2%）、移民（賛成者：低学歴者52.3%, 高学歴者45.9%）とも逆の結果が示されていることである⁽²⁰⁾。そこには、移民の子ども＝低学力、移民比率の高い学校＝低学力校・底辺校との認識が一般化している現状が反映されており、今後も学校を起点に、移民と非移民の社会的分離がさらに深まる可能性が示唆されている。

(4) 「ドイツにおけるムスリム調査」(Muslime in Deutschland)⁽²¹⁾

2005年に実施された連邦内務省の委託調査によると、一般成人（18-80歳）

(17) ADS, *Benachteiligungserfahrungen*, S.16-17.

(18) ADS, *Benachteiligungserfahrungen*, S.27.

(19) ADS, *Benachteiligungserfahrungen*, S.31.

(20) ADS, *Benachteiligungserfahrungen*, S.33.

(21) 調査は、①18-80歳のムスリムを対象にした電話による質問調査（N=970）、②9年生・10年生の生徒（14-18歳）を対象にしたアンケート調査（N=500）、③大学生を対象にした郵送アンケート調査（N=195）、④モスクやイスラム団体に従事するムスリムを対象にしたテーマ別インタビュー（N=60）の4種の調査で構成されている。各調査での質問項目には若干の違いがある。

Peter Wetzels/Katrin Brettfeld, *Muslime in Deutschland: Integration, Integrationsbar-*

ムスリム938人の半数以上 (52.3%) が過去1年間に「外国人として変な目でじろじろと見られた⁽²²⁾」経験があると答え、21.6%の者は11回以上経験したと述べている (表1)。また、約3分の1の者が「買い物の際、外国人として無礼な扱いを受けた」(34.7%)、「外国人として見下された言動を受けた」(30.7%)、約4分の1の者が「外国人として意図的に侮辱・罵倒されたり野卑な言葉をかけられたりした (anpöbeln)」(24.0%) ことがあると答え、何かしらの被差別・被害行為を受けた者は65.5%に上る⁽²³⁾。被差別体験をその行為の内容と頻度によって軽度から最重度までカテゴリー化すると、全体の22.6%が軽度被差別体験者に、20.9%が中度被差別体験者に、18.6%が重度被差別体験者に、3.5%が最重度被差別体験者に分類される。また、ムスリムに対する集団的差別に関しては、半数近くが「ドイツ人はムスリムを拒否している」(「全くそう思う」13.7%、「どちらかと言えばそう思う」31.3%) と、さらに半数以上が「ドイツではムスリムの子どもが不利に扱われている」(同17.9%、33.9%) と感じている⁽²⁴⁾。

表1 個人的被差別・被害体験 (18-80歳のムスリム) (%)

過去1年間の被差別体験	1度もない	1回	2-5回	6-10回	11回以上	有効回答数(人)
外国人として変な目でじろじろと見られた	47.7	6.9	18.8	5.0	21.6	938
買い物の際、外国人として無礼な扱いを受けた	65.4	7.1	16.9	4.1	6.5	955
外国人として見下された言動を受けた	69.3	8.6	14.0	2.9	5.2	963
外国人として意図的に侮辱・罵倒・挑発された	76.0	8.0	10.3	2.0	3.6	959
役所や警察、外国人局で外国人として不利な扱いを受けた	79.8	7.6	8.8	2.0	1.9	959
外国人として、所有物を意図的に傷つけられたり壊されたりした	91.7	3.1	4.1	0.6	0.5	959
公道上で外国人として意図的に殴られたり、蹴られたり、暴力的攻撃を受けた	91.7	1.9	0.9	0.1	0.0	966

□=被差別体験なし、■=軽度被差別体験、■=中度被差別体験、■=重度被差別体験、■=最重度被差別体験

出典：Wetzels/Brettfeld, *Muslimen in Deutschland*, S.105.

rieren, Religion sowie Einstellungen zu Demokratie, Rechtsstaat und politisch-religiös motivierter Gewalt, Berlin: Bundesministerium des Innern, 2007, S.192, 331, 416, 488.

(22) このような事は些細なことと思われがちだが、例えば高齢者が不安そうであるいは苛立たしげな表情を移民の若者たちに向けるなど、非言語的の懐疑表現は言葉として発せられた表現よりも困惑や不安、苛立ちをより強く感じさせる場合もある。

Aladin El-Mafaalani/Ahmet Toprak, *Muslimische Kinder und Jugendliche in Deutschland*, Sankt Augustin/Berlin: Konrad-Adenauer-Stiftung e. V., 2011, S.90.

(23) Wetzels/Brettfeld, *Muslimen in Deutschland*, S.105-106.

(24) Wetzels/Brettfeld, *Muslimen in Deutschland*, S.108.

大学生は高学歴者として社会的「上位者」、「成功者」と考えられるが、被差別体験の状況はより深刻である。「外国人であるがゆえに変な目でじろじろと見られた」経験のあるムスリム学生は61.7%で一般成人ムスリムの52.3%より多く、また、非ムスリム学生（40.2%）との比較でも大きな違いが生じている⁽²⁵⁾（表2）。ムスリム学生と非ムスリム学生との差は、特に「買い物の際、外国人として無礼な扱いを受けた」（ムスリム学生53.3%、非ムスリム学生35.7%）、「外国人として卑劣な発言を受けた」（同31.5%、17.4%）、「役所や警察で外国人として不利な扱いを受けた」（同52.7%、35.2%）という項目で著しく見られ、総じて何かしらの被差別・被害行為を受けた者は、ムスリム学生では81.0%（非ムスリム学生では66.3%）に上る。うち、22.8%（同19.9%）が軽度被差別体験者、24.5%（同24.7%）が中度被差別体験者、28.3%（同18.1%）が重度被差別体験者、5.4%（同3.5%）が最重度被差別体験者である。ムスリム学生と非ムスリム学生とでは被差別体験の有無と重度被差別体験の割合で顕著な違いが見られ、その割合は一般成人ムスリムと比較しても高い数値を示している⁽²⁶⁾。しかしながら、ムスリムに対する集団的差別意識については、「ドイツ人はム

表2 個人的被差別・被害体験（ムスリムと非ムスリムの学生）（%）

過去1年間の被差別体験		1度もない	1回	2-5回	6-10回	11回以上	有効回答数(人)
外国人であるがゆえに変な目でじろじろと見られた	ムスリム	38.3	13.7	26.8	8.2	13.1	183
	非ムスリム	59.8	7.9	19.3	4.1	9.0	763
買い物の際、外国人として無礼な扱いを受けた	ムスリム	46.7	16.5	22.5	8.2	6.0	182
	非ムスリム	64.3	12.2	15.5	3.8	4.2	761
外国人として卑劣な発言を受けた	ムスリム	68.5	16.3	9.2	3.8	2.2	184
	非ムスリム	82.6	10.6	4.6	1.2	1.0	766
外国人として意図的に侮辱・罵倒・挑発された	ムスリム	65.8	15.2	13.6	2.7	2.7	184
	非ムスリム	76.4	11.1	9.2	2.0	1.3	768
役所や警察、外国人局で外国人として不利な扱いを受けた	ムスリム	47.3	23.4	20.1	4.3	4.9	184
	非ムスリム	64.8	17.2	12.7	2.5	2.9	766
外国人として所有物（上着やかばんなど）を意図的に傷つけられたり壊されたりした	ムスリム	95.7	2.7	1.1	0	0.5	184
	非ムスリム	97.7	1.7	0.5	0.1	0	768
公道上で外国人として意図的に殴られたり、蹴られたり、暴力的に攻撃されたりした	ムスリム	95.1	3.8	0.5	0	0.5	184
	非ムスリム	96.7	2.3	0.4	0.3	0.3	769

□=被差別体験なし、■=軽度被差別体験、■=中度被差別体験、■=重度被差別体験、■=最重度被差別体験

出典：Wetzels/Brettfeld, *Muslims in Deutschland*, S.365.

(25) 調査対象の学生は、外国からの留学生、外国人学生、明らかに外国出身者とわかる学生から抽出された。

Wetzels/Brettfeld, *Muslims in Deutschland*, S.64.

(26) Wetzels/Brettfeld, *Muslims in Deutschland*, S.367.

スリムを拒否している」と感じているムスリム学生は43.2%（「全くそう思う」7.3%、「どちらかと言えばそう思う」35.9%）、「ドイツではムスリムの子どもが不利に扱われている」と感じている学生は45.6%（同10.5%、35.1%）で、一般成人ムスリムの意識とほぼ同等の数値となっている⁽²⁷⁾。

上記(1)～(4)の4種の調査はそれぞれ対象者や手法に違いがあるものの、これらの結果から、被差別体験を持つ移民やドイツ社会に受け入れられていないと感じている移民が少なくないことが確認される。特に、移民の出自が視覚的に明らかであることとムスリムが多数であるという要因から、トルコ系移民が差別の主たる対象とされている。

2 個別分野における差別とその構造

移民の社会統合を促進する上でも、その進捗状況を把握する上でも、教育と就労の状況は大きな指標となる。本章では、教育分野と就労分野における差別の様相とその構造について検証する。

(1) 教 育

ドイツにおける移民の子どもの低学力は、2001年に発表された OECD による「生徒の学習到達度調査」(Programme for International Student Assessment: PISA)の結果分析の中で明らかとなり、家庭の社会経済的環境や家族的背景、学校における支援体制などさまざまな観点からその原因が議論されている⁽²⁸⁾。その中で、近年、教育分野における移民の子どもに対する差別の存在が指摘されている。ゴモツラ/ラトケによれば、移民の子どもに対する差別は、①基礎学校(Grundschule)への就学时、②基礎学校から特別学校(Sonderschule)への移籍手続き時、③基礎学校修了後の進学時に、制度的・慣習的(institutionalisiert)になされている。その背景には、学習集団の均質化を促し、「問題」を最小限に抑えようとする学校側の思惑が働いている⁽²⁹⁾。

まず就学时に、ドイツ語が不十分な移民の子どもは言語習得促進のためという特別措置により、入学後、通常クラスとは分離された「準備クラス」(Vor-

(27) Wetzels/Brettfeld, *Muslimen in Deutschland*, S.369.

(28) PISAの調査結果と移民の生徒の教育問題については、岡本奈穂子「移民的背景を持つ生徒の教育問題——ドイツにおける現状と課題——」『研究紀要』第59号（日本大学経済学部、2008年）、157-169頁を参照。

(29) Mechtid Gomolla/Frank-Olaf Radtke, *Institutionelle Diskriminierung: Die Herstellung ethnischer Differenz in der Schule*, 3. Auflage, VS Verlag für Sozialwissenschaften, 2009, S.274, 281.

bereitungsklasse), 「促進クラス」(Förderklasse), 「捕捉クラス」(Auffangklasse)などに配属される⁽³⁰⁾。この場合, 特に幼稚園への通園経験がない移民の子どもの場合は, ほぼ自動的に就学前の学校幼稚園(Schulkindergarten)通園など追加的教育が求められる⁽³¹⁾。こうした準備クラス等への配属は就学期間延長につながり, その後の進路決定にも悪影響を及ぼす可能性がある⁽³²⁾。さらに, 「不十分なドイツ語力」の移民の子どもは「実用能力が不十分」, 「学習態度が未熟」と見なされ, それらは, 不十分な社会化, 社会的行動における順応性の欠如(激しい気質, 攻撃性), 親の支援不足/間違った支援(家族内での母語使用, メンタリティーの相違など), 統合意欲の欠如, 親の自己隔離(文化的摩擦)などによるものと理由付けられている⁽³³⁾。

基礎学校から特別学校への移籍については, 1976年の常設文部相会議(KMK)の勧告で「不十分なドイツ語力」が特別学校移籍の判断基準にはならないと明記されているにもかかわらず, ドイツ語力の不足が一般的な発達の遅れと拡大解釈され, 特別学校移籍の根拠とされている⁽³⁴⁾。「学習障害」の判定に義務付けられている母語による検査は例外的にしか行われていない。こうした決定は基礎学校, 特別学校, 学校局(Schulamt)の合意とともに, 親からの抗議がないことが見込まれた場合にのみ可能となる⁽³⁵⁾。一方でトルコ系移民の親から抗議がなされたとしても, それは「文化的摩擦」やドイツ社会に対する「憎悪」と見なされ, ほとんど顧みられることはない⁽³⁶⁾。ここにもトルコ系移民に対する差別的見解が介在している。

基礎学校修了後の進路決定時には, たとえ移民の生徒が優秀な成績であっても, 「完璧なドイツ語力」や「家庭での学習支援」がなければギムナジウムでの成功は難しい, 失敗経験をさせるべきではないという配慮から, 基礎学校側から実科学校(Realschule)や基幹学校(Hauptschule)への進学が勧められる⁽³⁷⁾。こうした措置は, 将来ギムナジウムに転校できる可能性があると言及することにより正当化されている⁽³⁸⁾。また, 基礎学校では移民の子どもにも総合学校(Gesamtschule)への進学を強く勧める傾向も見られる。それにより基礎学

(30) Gomolla/Radtke, *Institutionelle Diskriminierung*, S.278.

(31) Gomolla/Radtke, *Institutionelle Diskriminierung*, S.282.

(32) Gomolla/Radtke, *Institutionelle Diskriminierung*, S.278.

(33) Gomolla/Radtke, *Institutionelle Diskriminierung*, S.282.

(34) Gomolla/Radtke, *Institutionelle Diskriminierung*, S.278-279, 281.

(35) Gomolla/Radtke, *Institutionelle Diskriminierung*, S.279.

(36) Gomolla/Radtke, *Institutionelle Diskriminierung*, S.279.

(37) Gomolla/Radtke, *Institutionelle Diskriminierung*, S.280.

(38) Gomolla/Radtke, *Institutionelle Diskriminierung*, S.280.

校は推薦状作成という任務から解放され、また、総合学校が「外国人割合」の適用や他の入学希望者との選抜によって移民の子どもの受入れを拒否し、その子どもが、推薦状がないため結果的に基幹学校に進学することになった場合も、親との摩擦を回避することができる⁽³⁹⁾。

移民の子どもに対する差別は、歴史的経緯にも起因している。ドイツでは1998年の政権交代による政策転換まで「移民国ではない」ことが前提とされ、移民の子どもに関する教育政策も、1976年のKMKの勧告に見られるように、ドイツへの適応と故国への帰国能力の維持の両立を求める「外国人政策の二重戦略」⁽⁴⁰⁾が講じられた。この「二重戦略」が、結果的に外国人の子どもに対する積極的な教育・進学支援をセーブしたことは十分に考えられる。また、これに先だつ1971年の勧告では、「クラス内の外国人生徒の割合は5分の1を超えるべきではない」と定められ、その結果、各州では外国人の子どもとドイツ人の子どもの分離就学など新たな就学形態の導入が可能となった。こうした措置によって学校内における外国人生徒の「隔離」が助長され⁽⁴¹⁾、それが今日の移民の低学力・低学歴や子どもの不利な扱いにつながっているとも考えられる。

学校にまつわる問題で注意すべきことは、学校は組織であり、生徒/親はこの組織に依存する権力的非対称構造に置かれているという点である⁽⁴²⁾。それゆえ、学校での差別の存在は移民側の「誤解」、「過剰反応」、「自己責任」などとして否定され、その存在の認知を得ることも、また、立証することも難しい状況にある。

こうした差別が継続されてきた背景には、特にムスリムの親の場合、故国の慣習から、何においても学校が責任を持って決定すべきであり、生徒や親が干渉すべきではないと考えていることや、各教員がそれぞれの子どもにとって正しい決定を下しているはずだという高い信頼感があることも指摘されている⁽⁴³⁾。また、移民の親がドイツの学校制度やドイツ社会における教育の重要性を十分に理解していないことや、言語的ハンディキャップから学校とのコミュ

(39) Gomolla/Radtke, *Institutionelle Diskriminierung*, S.280.

(40) Jürgen Puskeppeleit/Marianne Krüger-Potratz, *Bildungspolitik und Migration. Texte und Dokumente zur Beschulung ausländischer und ausgesiedelter Kinder und Jugendlicher 1950 bis 1999*, Band 1, Münster, 1999, S.19-21.

(41) Jürgen Puskeppeleit/Marianne Krüger-Potratz, *Bildungspolitik und Migration*, S.19-21.

(42) Antidiskriminierungsnetzwerk Berlin des Türkischen Bundes in Berlin-Brandenburg (ADNB), *Antidiskriminierungsreport Berlin 2006-2008*, Berlin, 2008, S.17.

http://tbb-berlin.de/downloads_tbb/ADNB-Antidiskriminierungsreport_2006-2008.pdf#search=antidiskriminierungsreport%20berlin

(2012年8月9日閲覧)。

(43) El-Mafaalani/Toprak, *Muslimische Kinder und Jugendliche in Deutschland*, S.122.

ニケーションが困難であったり控えめな態度でいることも差別を容認する環境的要因になっていると考えられる。

学校教員による移民の子ども、中でも特にトルコ人やムスリムの子どもに対する差別については、人種主義と不寛容に反対する欧州委員会（European Commission against Racism and Intolerance）の報告書でも言及されている。特にドイツの場合、生徒の中等教育学校進学の際に教員が大きな役割を果たしていることから、移民の子どもの進路決定の際客観的に判断するための教員研修プログラムを早急に計画することや、移民の子どもが不十分なドイツ語のために不利な扱いを受けることがないように、さらなる努力をドイツ当局に推奨している⁽⁴⁴⁾。

(2) 職業訓練・就労

移民の子どもはたとえ高い学歴を身につけることができても、職業訓練や就職時に不利な扱いを受ける可能性が高い。

例えば、トルコ系の名前の大学生とドイツ系の名前の大学生が企業でのインターンシップに応募すると、両者ともドイツ出生、ドイツ国籍、ドイツ語母語、同等の成績・能力であっても、肯定的返信を得られる確率はトルコ系の名前の方がドイツ系の名前よりも平均14%も低くなる。調査では名前による差別の根拠として、以前のアルバイト先の雇用者による肯定的内容の人物証明書等を同封した場合には両者への反応に大きな違いが見られなかったことを挙げている⁽⁴⁵⁾。同様の結果はOECDの調査でも見られ、20-29歳の高学歴者の就職率は、ドイツ系ネイティブの男性では90%、女性では86%であるのに対して、ドイツ出生の移民二世の男性では81%、女性では64%に止まっている⁽⁴⁶⁾。

(44) European Commission against Racism and Intolerance (ECRI), *ECRI-Bericht über Deutschland (vierte Prüfungsrunde)*, Strasbourg, 2009, pp.9-10.

<http://www.coe.int/t/dghl/monitoring/ecri/country-by-country/germany/DEU-CbC-IV-2009-019-DEU.pdf#search='ecribericht%20deutschland'>

(2012年8月9日閲覧)。

(45) Leo Kaas/Christian Manger, *Ethnic Discrimination in Germany's Labour Market: A Field Experiment*, Forschungsinstitut zur Zukunft der Arbeit, Discussion Paper Series No.4741, 2010, S.3.

<http://ftp.iza.org/dp4741.pdf>

(2011年10月11日閲覧)。

(46) Thomas Liebig/Sarah Widmaier, *Children of Immigrants in the Labour Markets of EU and OECD Countries: An Overview*, OECD Social, Employment and Migration Working Papers, Employment, Labour and Social Affairs Committee, 2009, p.35.

<http://www.oecd.org/berlin/43880918.pdf#search='children%20of%20immigrants%20in%20the%20labour%20markets%20of%20eu%20and%20oecd'>

ゲストリング／ヤンセン／ポラートが18の企業・役所に対して行った調査では、ほとんどの企業・役所で、採用決定権を持つ担当者 (Gatekeeper) がトルコ系移民に対して不利な判定を下している。その原因と動機付けは、主に①トルコ人像、②トルコ系女性のスカーフ、③トルコ系男性の「マッチョ気取り」の3点に集約される⁽⁴⁷⁾。第1のトルコ人像については、職業的資格・経験以外に採用担当者が採用者に求めるものとしてチームワーク能力や信頼性、積極性などが挙げられるが、トルコ系移民は「一般的に統合意欲に欠ける」、「生涯に亘って学び続けることは彼らにはなじまない」、「労働モラル、信頼性に欠ける」ことが障害になっている。中には「ドイツ的メンタリティー」を重視し、トルコ系移民の「南国的メンタリティー」はふさわしくないという意見も見られる⁽⁴⁸⁾。これは、採用担当者の個人的見解が直に差別行為に結びついている場合もあるが、ドイツ系・トルコ系従業員間には常時「潜在的持続的緊張感」があることから、ドイツ系従業員の不満や批判を誘発しないようトルコ系従業員の数を調整するなど、従業員間の対立回避が差別行為の動機付けになっている場合もある⁽⁴⁹⁾。第2のトルコ系女性のスカーフについては、19人中12人の採用担当者が明らかな拒否反応または強い留保態度を示している。その理由として、スカーフ姿の女性は「自己隔離的」(Selbstaussgrenzend)、「労働意欲がない」、「突然の結婚により職業教育を中断することがあり得るので予測できない」、「統合意欲に欠ける」、「時代遅れ」、「ドイツ人にとって奇異である」などが挙げられている⁽⁵⁰⁾。これは特にサービス業の場合、顧客の否定的反応とそれにつながる経済的損失への恐れが動機付けになっている⁽⁵¹⁾。また、スカーフを着用していない場合も、トルコ系女性には「家族志向で妊娠リスクが高い」、「仕事に多くの期待を抱いていない」、「伝統的な女性向き職業に執着している」などの特徴が付けられ、それが彼女たちの労働市場におけるチャンスに制約を課している⁽⁵²⁾。第3のトルコ系男性の「マッチョ気取り」については、多くの採用担当者がトルコ系男性・若者の否定的特徴として指摘している。例としては、「チームワーク能力に欠ける」、「過度な自尊心」、「批判を受け入れない」、「職

(2012年8月9日閲覧)。

(47) Norbert Gestring/Andrea Janßen/Ayça Polat, *Prozesse der Integration und Ausgrenzung: Türkische Migranten der Zweiten Generation*, VS Verlag für Sozialwissenschaften, 2006, S.162-167.

(48) Gestring/Janßen/Polat, *Prozesse der Integration und Ausgrenzung*, S.162-163.

(49) Gestring/Janßen/Polat, *Prozesse der Integration und Ausgrenzung*, S.166.

(50) Gestring/Janßen/Polat, *Prozesse der Integration und Ausgrenzung*, S.163.

(51) Gestring/Janßen/Polat, *Prozesse der Integration und Ausgrenzung*, S.163, 165-166.

(52) Gestring/Janßen/Polat, *Prozesse der Integration und Ausgrenzung*, S.163.

業的謙虚さの欠如」⁽⁵³⁾、また、女性従業員に対する彼らの「攻撃的関心」や態度を問題視する採用担当者も見受けられる⁽⁵⁴⁾。

就労における差別は、教育現場における制度的・政策的要因による差別とは異なり、採用担当者の恣意性に委ねられる側面が強い。概して採用者側は、仕事の進行や業績に差し支える可能性のある要素は全て排除したい意向で⁽⁵⁵⁾、一見すると一連の差別は、トルコ系移民に付されている否定的特徴がまさにその要素に適合しているからという合理的説明によって正当化されるようにも見える。しかし、あらゆる差別には、まず差別行為がなされ、それから理由付けがされ、被害者の特徴探しが行われる、それによって差別者の動機や利益が見えづらくなるという基本パターンがある⁽⁵⁶⁾。特徴探しの裏側には特定の集団に対するしばしばネガティブなステレオタイプ化があり、その点ではトルコ系移民も例外ではない。特にトルコ系移民の場合、「ガストアルバイター出身」、「ムスリム」、「移民の出自が視覚的に明瞭である」という3つの要素が絡み合っているため、差別の理由付けがしやすい状況にあると言える。

3 被差別体験の影響・帰結

被差別体験は、ドイツ社会に対する移民の心情や信頼、統合意欲にも作用し、統合政策の効果や今後のドイツ社会の行方にも影響を及ぼす。その影響を以下3つの視点から考察する。

(1) 移民の社会統合阻害

移民に対する差別は、①移民の統合意欲を損なう、②教育面・就労面・社会面における移民の統合を妨げる、③ドイツ系住民側と移民側による「双方向からの統合」を妨げるという三重の意味で、移民の社会統合を阻害する。

被差別体験はドイツでの居心地とも連動し、被差別体験が重度の者（表1参照）ほどドイツでの居心地が悪いと感じている⁽⁵⁷⁾。そうした移民の心情はドイツ社会に対する失望や反発につながり、彼らの統合意欲にも悪影響を及ぼすであろうことは想像に難くない。同時に、差別は移民の存在のみならず彼らの統合への努力や成果を否定することから、ドイツ社会への彼らの帰属意識を損ない、他者化を促すものでもある。特に若者の場合、差別が常態化し将来に希望

(53) Gestring/Janßen/Polat, *Prozesse der Integration und Ausgrenzung*, S.164.

(54) Gestring/Janßen/Polat, *Prozesse der Integration und Ausgrenzung*, S.164,166.

(55) Gestring/Janßen/Polat, *Prozesse der Integration und Ausgrenzung*, S.166.

(56) Gomolla/Radtke, *Institutionelle Diskriminierung*, S.276.

(57) Wetzels/Brettfeld, *Muslimen in Deutschland*, S.106-107.

が持てなくなれば、学力の向上や就労へのモチベーションが低下し、結果として統合の促進が妨げられることになる。

また、学校や労働市場での差別が解消されなければ、移民の就学・就労・生活状況の改善も困難になろう。統合の成功は、移民の学力向上や能力開発、就労を含む社会参加を伴わずしては成し得ず、差別はそれらのチャンスを移民から遠ざける。さらに差別は、現在行われている各種統合政策の効果を損ない、教育面・就労面・社会面における移民の統合を妨げる。

統合政策は、「一方通行の道ではなく、双方向からの社会的プロセスである」⁽⁵⁸⁾と言われている。その点から言えば、差別はドイツ系住民側からの統合拒否を意味し、差別行為者は「双方向からの統合」を否定する「統合拒否者」(Integrationsunwillige)と言える。移民の統合はドイツ社会にとって重要課題の一つであり、その促進を図る上で、このような「統合拒否者」の存在は見過ごされるべきではない。

(2) 「平行社会」の形成

差別は、ホスト社会と移民社会が分離状態にあるような、いわゆる「平行社会」の形成を助長する要因ともなる。ディスコやレストランなどで差別を受けた移民の若者たちが、差別を避けるために自らの民族集団で固まり、特定の地域や店に集うようになっても不思議ではない。それらの場所は、移民にとってオアシス的存在であるとともに、多数派住民にとっては「不可侵領域」的な存在となる。特にトルコ系移民などの場合、数的にも各地域でエスニック・コミュニティを作ることが可能であり、友達作りもパートナー探しも結婚生活もその中で行われるようになれば、ドイツ系住民との交流はますます疎遠になる。さらに、物理的「平行社会」の形成は心理的「平行社会」形成の土壌となる。分離された「民族的ゲマインシャフト」内では故国の慣習や社会管理体制が維持されやすく、そこで生まれ育つ子どもにも民族文化的社会化が施される⁽⁵⁹⁾。こうして徐々に物理的・心理的別世界が確立され、「平行社会」が形成されていく。それに加えて、公立学校での被差別体験は、私立のトルコ人学校設立の理由にもなっており、トルコ系移民とドイツ社会との乖離はますます深まることが懸念される⁽⁶⁰⁾。

(58) Klaus J. Bade, „Integration : versäumte Chancen und nachholende Politik“, *Aus Politik und Zeitgeschichte*, 22-23, 2007, S.32-38.

(59) El-Mafaalani/Toprak, *Muslimische Kinder und Jugendliche in Deutschland*, S.33.

(60) Hubert Rottleuthner/Matthias Mahlmann, *Diskriminierung in Deutschland*, Nomos, 2011, S.108.

また、差別行為が頻発する地域では、被差別者が差別者になる可能性が高くなり、「ドイツ人敵視」(Deutschenfeindlichkeit)という現象が生じていることも指摘されている⁽⁶¹⁾。さらに深刻な問題は、差別は民主主義の否定や反社会勢力の拡大にもつながりかねないことである。前述のムスリム調査(第1章第4節参照)における被差別体験と民主主義に対する距離感(Demokratiedistanz)との関連性を見ると、民主主義に対して距離感を強く感じる者の割合は、被差別未体験者では8.7%であるのに対して、最重度被差別体験者では30.3%に達している⁽⁶²⁾。民主主義の尊重は統合の前提にほかならず、ドイツ社会が移民に対して民主主義の尊重を唱えるならば、差別解消に対してより積極的に取り組む必要がある。

(3) 「移民国ドイツ」の「誤算」

差別の解消は、魅力的な「移民国ドイツ」のイメージづくりにも欠かせない要素である。第二次世界大戦後長く「移民国ではない」と主張してきたドイツが移民国への転換を図った背景には、非EU加盟国からのIT技術者受け入れを目的としたグリーンカード政策(2000年開始)や移住法による高度技能保持者優遇などに見られるように、国際的な人材獲得競争に対応する必要があった。しかし、不利益扱い体験の東西比較調査(第1章第3節参照)でも、「特定の民族的・宗教的背景を持つ者に対する日常的な民族差別はドイツでは珍しいことではない。それが、私が大学卒業後ここに留まりたくない主たる理由だ。そうと知っていれば、初めから別の国への留学を考えただろう」(ウズベキスタン出身の留学生)などの意見が記され、差別がドイツのイメージを損ね、人材獲得にも支障をきたしていることが指摘されている⁽⁶³⁾。特に旧東独地域では極右勢力による外国人襲撃事件などが影を落とし、「もしドイツに留まるとしたら、確実に西側でだ。東側では多くの民族主義的ドイツ人が歩き回っているから。それは本当に残念なことだ」(チュニジア人留学生)という声もあり⁽⁶⁴⁾、統一後20年を経ても旧東独州に移民が少ない理由は差別が一因と言える。「移民を歓迎する文化」を醸成していかなければ、高学歴の若者はドイツに背を向け、ドイツは高度技能保持者の獲得が困難になる⁽⁶⁵⁾。この「誤算」を修正し、進展しつつある少子高齢化や人口減少の中で労働力・競争力を維持していくためにも、

(61) El-Mafaalani/Toprak, *Muslimische Kinder und Jugendliche in Deutschland*, S.90.

(62) Wetzels/Brettfeld, *Mustime in Deutschland*, S.148-149.

(63) ADS, *Benachteiligungserfahrungen*, S.17.

(64) ADS, *Benachteiligungserfahrungen*, S.17.

(65) ADS, *Benachteiligungserfahrungen*, S.17.

より明確な反差別への対応が不可欠である。

4 まとめ：今後の課題

各種統計・調査では、非移民に比べて移民が低学歴、高失業率、低所得にある状況が報告されている。今日の移民と非移民の格差を差別だけで説明することはできない。しかし、差別の存在を完全に否定することも適切とは言えず、各種データの裏には差別が潜んでいる可能性を考慮する必要がある。差別は現状を歪め、今後の政策課題のあり方を見極める上でも是正されなければならない。連邦政府も差別の防止・解消のために様々な対策を講じている。

2006年、一般平等待遇法 (AGG) が施行され、被差別者の相談・保護や反差別に関する広報・調査活動等を担当する機関として連邦反差別局が設置された。反差別局は組織的には連邦家庭高齢者女性青少年省下に置かれているが、任務の遂行にあたっては独立的で、「AGG のみに従う」ことが AGG に明記されている。ところが、ドイツでは反差別に関する法律や組織、権利はあまり周知されていない。前述の EU-MIDIS (第1章第1節参照) によれば、反差別局の認知度はドイツのトルコ系移民で33%、旧ユーゴ系移民でも32%に止まり、民族的出身による就職差別を禁止する法律の存在もトルコ系移民の61%、旧ユーゴ系移民の55%が知らないと答えている⁽⁶⁶⁾。それに付随してか、過去12カ月間に民族的出身による差別を受けたトルコ系移民の83%、旧ユーゴ系移民の81%は、当該被差別行為についての届出をしていない⁽⁶⁷⁾。EU-MIDIS では多数派住民側の認知度については調査されておらず不明だが、AGG の主旨を社会に定着させるためにも、当事者である移民にはもちろん、多数派住民側にも法の存在を周知することが求められる。

差別防止のためには法整備だけではなく、具体的な取り組みも必要である。連邦反差別局による「匿名履歴書プロジェクト」(Anonymisierte Bewerbungsverfahren) は、その一つの例と言える⁽⁶⁸⁾。これは、移民の出自、宗教、

(66) FRA, *EU-MIDIS: Erhebung der Europäischen Union zu Minderheiten und Diskriminierung: Bericht der Reihe „Daten kurz gefasst“: Rechtsbewusstsein und Gleichbehandlungsstellen*, 2010, S.6, 10.

(67) FRA, *EU-MIDIS: Bericht über die wichtigsten Ergebnisse*, S.56.

(68) Ines Bösch/Ramona Alt/Annabelle Krause/Ulf Rinne/Klaus F. Zimmermann, *Pilotprojekt „Anonymisierte Bewerbungsverfahren“: Zusammenfassung Ergebnisse*, Antidiskriminierungsstelle des Bundes/Kooperationsstelle Wissenschaft und Arbeitswelt an der Europa-Universität Viadrina/Institut zur Zukunft der Arbeit, 2012, S.6-11.

http://www.antidiskriminierungsstelle.de/SharedDocs/Downloads/DE/publikationen/Kurzfassung-Abschlussbericht-anonymisierte-Bewerbungsverfahren-20120417.pdf?__blob=publicationFile

年齢、性別等にかかわらず全応募者が面接審査の機会を同等に得られるようにすることを目的とした試験的プロジェクトで、2010年11月からの12カ月間に8団体（大企業4社、行政機関3官省庁、中企業1社）が参加し実施された。このプロジェクトでは、就職応募者の名前、性別、国籍・出生地、障がい、生年月日、家族構成、写真が書類審査の段階では伏せられ、各人の資格や職業経験をより重視して面接候補者が選考される。プロジェクトの最終報告書によると、調査期間中8,550人の応募者があり、参加団体の人事担当者の過半数は、名前などの除去について特に問題はないと述べ、何人かの担当者は、特に写真の除去が資格等に焦点を絞って選考を行う上で役立ったと回答している。結論として、全体的に匿名履歴書の使用によってどの潜在的被差別グループでもほぼ同等の面接機会が得られ、プロジェクトの目的は概ね達せられたと評されている⁽⁶⁹⁾。

差別解消のためには、より根本的な制度改革を求める声もある。中でも多くの研究者が問題視しているのが三分岐型教育制度である。他国と比べてあまりにも早い進路決定がこの制度の弊害として挙げられ、能力の高い子どもと低い子どもの早期分離が社会的分離や社会的不平等の再生産に、即ち移民の子どもの低学歴につながると考えられる⁽⁷⁰⁾。また、この制度が、子どもが家庭である程度の基礎（学習の動機づけ、礼儀作法、規律、言語力など）を身につけていることを前提とし、学校では系統的支援がなされない、中流家庭向きの学校制度であることも、移民の子どもには不利をもたらすと指摘されている⁽⁷¹⁾。さらに、「外見上中立的な規定・基準・手続き」がもたらし得る不利益待遇（AGG第3条第2項）を間接的差別とするならば、基礎学校修了後の進路決定の際、ドイツ系の子どもと同じ基準が移民の子どもにも適用され、移民の子ども固有の学習前提や生活条件等は考慮されないという状況⁽⁷²⁾の妥当性についても検討する必要がある。

差別解消は、2012年1月、第5回統合サミットにて策定された「統合行動計

（2012年8月9日閲覧）。

(69) ただし、今回の参加団体は従業員の多様性促進に既に積極的に取り組んできていることから、移民応募者の面接機会については、匿名履歴書導入以前から他グループとの相違はなく、匿名履歴書による効果は見られなかった。そのため、「移民応募者が以前は面接に至る機会が少なかったのであれば、匿名履歴書の導入によって他の応募者と同等の機会が得られるよう状況が改善された」と記されている。

Böschel/Alt/Krause/Rinne/Zimmermann, *Pilotprojekt „Anonymisierte Bewerbungsverfahren“*, S.11.

(70) Gestring/Janßen/Polat, *Prozesse der Integration und Ausgrenzung*, S.209-210.

(71) El-Mafaalani/Toprak, *Muslimische Kinder und Jugendliche in Deutschland*, S.128.

(72) Gomolla/Radtke, *Institutionelle Diskriminierung*, S.281.

画」(Nationale Aktionsplan Integration) の中でも随所に言及されている。例えば、教育分野における異文化開放戦略 (interkulturelle Öffnungsstrategien) 実施支援の枠組みの中では、反差別局に教育分野における個別・制度的差別に関する調査プロジェクトと「差別なき大学」調査プロジェクトを設置することや、反差別局が4年毎に連邦議会に提出する報告書に教育分野における差別についての報告(差別防止のための勧告を含む)を盛り込むことが明記されている⁽⁷³⁾。また、職業教育や労働市場における差別解消についても、連邦労働社会省を中心とする連邦プログラム「XENOS:統合と多様性」(XENOS-Integration und Vielfalt)との連携が盛り込まれ、第1ラウンド(2008-2012年)と第2ラウンド(2012-2014年)で計350のプログラムが実施・計画されている⁽⁷⁴⁾。

自治体レベルでも差別に対する取り組みは行われている。例えば、フランクフルト・アム・マイン市では1990年に市参事会で「人種差別主義と反ユダヤ主義に対するフランクフルト宣言」(Frankfurter Erklärung zu Rassismus und Antisemitismus)が可決され⁽⁷⁵⁾、さらに2003年には全国初の反差別指針(Antidiskriminierungsrichtlinie)が制定された。これらは、行政内部における制度的差別解消を目指す自治体の意思表示であると同時に、自治体が率先して差別に取り組む姿勢を示すことで広く地域社会における差別解消を訴えるメッセージの役割も果たしている⁽⁷⁶⁾。

最後に、今後、移民に対する反差別政策と統合政策を促進する上で検討すべき課題を挙げる。

- ①かつて外国人として差別を甘受してきた移民第一世代とは異なり、今後増加していくであろうドイツ出生者やドイツ国籍者の次世代移民は権利意識が高く、差別をより敏感に察知する。それ故、今まで以上に反差別政策の強化・拡充が必要となる。

(73) Presse und Informationsamt der Bundesregierung (PIB)/Die Beauftragte der Bundesregierung für Migration, Flüchtlinge und Integration (BMFI), *Nationaler Aktionsplan Integration*, Berlin, 2011, S.74, 76.

(74) PIB/BMFI, *Nationaler Aktionsplan Integration*, S.130. Xenos-Integration und Vielfalt については下記 URL を参照

http://www.esf.de/portal/generator/17678/xenos_integration_und_vielfalt_listenseite_2012.html

(2012年8月27日閲覧)。

(75) Amt für multikulturelle Angelegenheiten der Stadt Frankfurt am Main, *20 Jahre AmkA: 1989-2009 Amt für Multikulturelle Angelegenheiten*, Frankfurt am Main, 2009, S.81.

(76) Magistrat der Stadt Frankfurt am Main und Amt für multikulturelle Angelegenheiten, *Gleiches Recht für alle!*, Frankfurt am Main, 2007.

- ②出身国、国籍、宗教、世代、学歴、職業などによる移民の多様化に伴い、被差別行為においても移民を一括りにすることには無理が生じている。移民の中でも「差別を受けやすい」特徴があり、個別の特徴に的を絞った反差別策や統合支援策が重要である。
- ③差別行為が統合の進展を妨げるものである以上、差別防止をより明確に統合政策の中に位置づけることが必要である。それは、「受け入れ社会側の課題」を提示し、実質的に統合政策を双方向で進めていくことをアピールするものでもある。

差別は、教育、就労、居住、生活のあらゆる分野で、政府、自治体、企業、学校、組織・団体、地域社会など場所を問わず、一人ひとりがドイツ社会の一員として関わり、取り組むべき課題である。ナチスドイツによるユダヤ人迫害の過去を持つドイツにとって、それは過去を乗り越え、未来を切り拓くという二重の意味で大きな挑戦と言える。果してドイツが今後いかなる社会を構築していくのか、その動向と統合の進展が注目される。